

令和5年4月23日執行

安八町長選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

（自動車、ポスター及びビラ）

安八町選挙管理委員会

目次

1	公費負担制度について	1
2	公費負担の種類について	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	5
	選挙運動用自動車（一般運送契約の場合）の諸手続について	9
	選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の諸手続について	11
	選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の燃料代の諸手続について	13
	選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の運転手の雇用の諸手続について	15
	選挙運動用ビラの作成の諸手続について	17
	選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	19

1 公費負担制度について

公職選挙法は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも、選挙には巨額な費用がかかり、それが選挙の大きな原因になると言われています。公職選挙法では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度が設けられています。

2 公費負担の種類について

安八町長選挙において、候補者が行う次の3つの選挙運動に関する費用については、一定の限度まで公費で負担することとし、候補者との契約の相手方である事業者に対して直接支払う方式がとられます。

(1) 選挙運動用の自動車の使用

ハイヤー方式（一般運送契約方式）

または個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

(2) 選挙運動用ビラの作成

(3) 選挙運動用ポスターの作成

※ (2) 及び (3) に要する経費は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

3 対象となる候補者

公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は得票数が一定数（供託物没収点）以上に達した候補者に限られます。

この供託物没収点に達しない場合、供託金は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されず、すべて自己負担となります。

【安八町長選挙】 供託物没収点 = 有効投票の総数 × 1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種類別		対象内容	限度額
一般運送契約（ハイヤー方式）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 （1日につき1台に限る）	1日 64,500 円 × 5日 = 322,500 円
個別契約方式	①自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 （1日につき1台に限る）	1日 16,100 円 × 5日 = 80,500 円
	②燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）	1日 7,700 円 × 5日 = 38,500 円
	③運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額 （1日につき1人に限る）	1日 12,500 円 × 5日 = 62,500 円

○一般運送契約（ハイヤー方式）とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

○個別の契約方式の上限の小計①+②+③181,500 円

※一般運送契約方式と個別契約方式はどちらかの選択となります。

※看板作成（取付け）費や拡声器の借入れ代金等は公費負担の対象外となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限	限度額
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭 ①	5,000枚 ②	38,650円

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※選挙運動用ビラは、次に掲げる方法以外の方法では頒布することができません。

新聞折込み又は、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所での頒布

【例1】 安八町長選挙運動用ビラ3,000枚の作成を21,000円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、 $21,000円 \div 3,000枚 = 7円$ になります。

この場合は、作成単価と作成枚数は上限以下であるため、

$7円 \times 3,000枚 = 21,000円$ が公費負担の対象となります。

候補者の負担はありません。

【例2】 安八町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を40,000円で契約した場合

・1枚当たりの作成単価は、 $40,000円 \div 5,000枚 = 8円$ になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため

$7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分1,350円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限 限度額
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	541 円 31 銭×42 枚+316,250 円 ÷42 箇所 (ポスター掲示場数) =8,072 円・・・①	4 2 枚・・・② ポスター掲示場数=42 箇所 3 3 9, 0 2 4 円(①×②)

【例1】選挙運動用ポスター50枚の作成を45万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、450,000円÷50枚=9,000円です。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
8,072円×42枚=339,024円が公費負担の対象となります。
この額を超える分110,976円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を30万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、300,000円÷50枚=6,000円です。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
6,000円×42枚=252,000円が公費負担の対象となります。
残りの8枚分48,000円は候補者の負担になります。

5 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 安八町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

◆注意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約方式」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数(掲示場数)の確認

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、既に確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 安八町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに契約業者等に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

【3】使用(作成)証明書の交付

契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに使用(作成) 証明書を作成し、契約業者等に交付(1部)しなくてはなりません。

なお、この使用(作成)証明書は契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

【4】 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、本町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

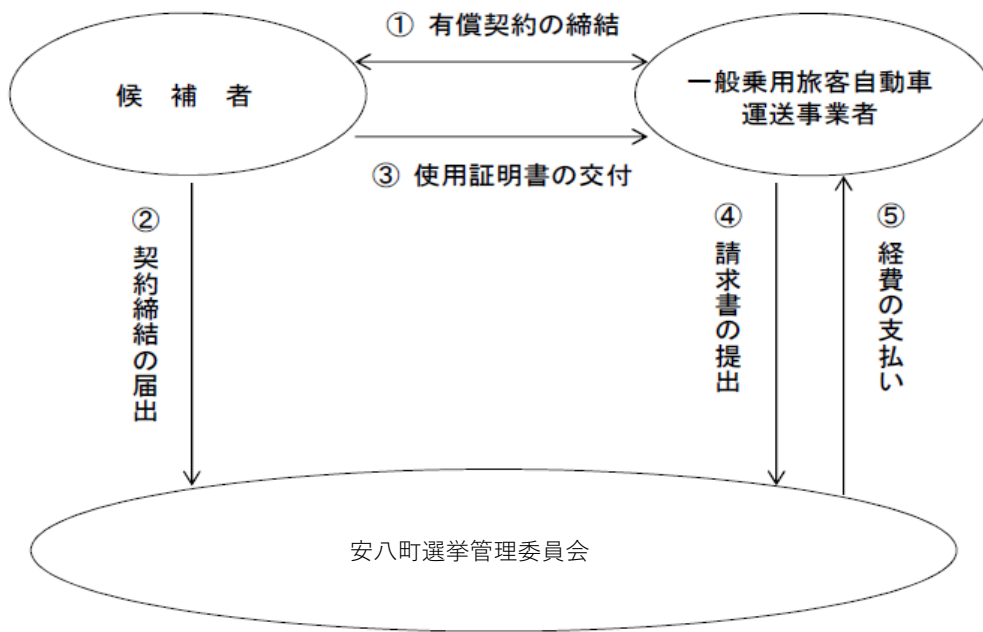
区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約 (ハイヤー方式)	① 請求書【第13号様式】 ② 請求内訳書【第13号様式(別紙)その1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式その1】
	自動車借入契約	① 請求書【第13号様式】 ② 請求内訳書【第13号様式(別紙)その2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式その1】
	個別契約方式 燃料供給契約	① 請求書【第13号様式】給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ② 請求内訳書【第13号様式(別紙)その2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式その2】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】
	運転手 雇用契約	① 請求書【第13号様式】 ② 請求内訳書【第13号様式(別紙)その2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式その3】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【第14号様式】 ② 請求内訳書・明細書【第14号様式(別紙)その1・その2】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第8号様式】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【第15号様式】 ② 請求内訳書・明細書【第15号様式(別紙)その1・その2】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第9号様式】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合、再度提出していただく場合がありますので、注意してください。

- ・ 選挙運動用自動車（一般運送契約の場合）の諸手続きについて
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
以 降 告 示 日	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第 1 号様式】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第 10 号様式その 1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第 13 号様式】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約） 【第 13 号様式(別紙)その 1】	

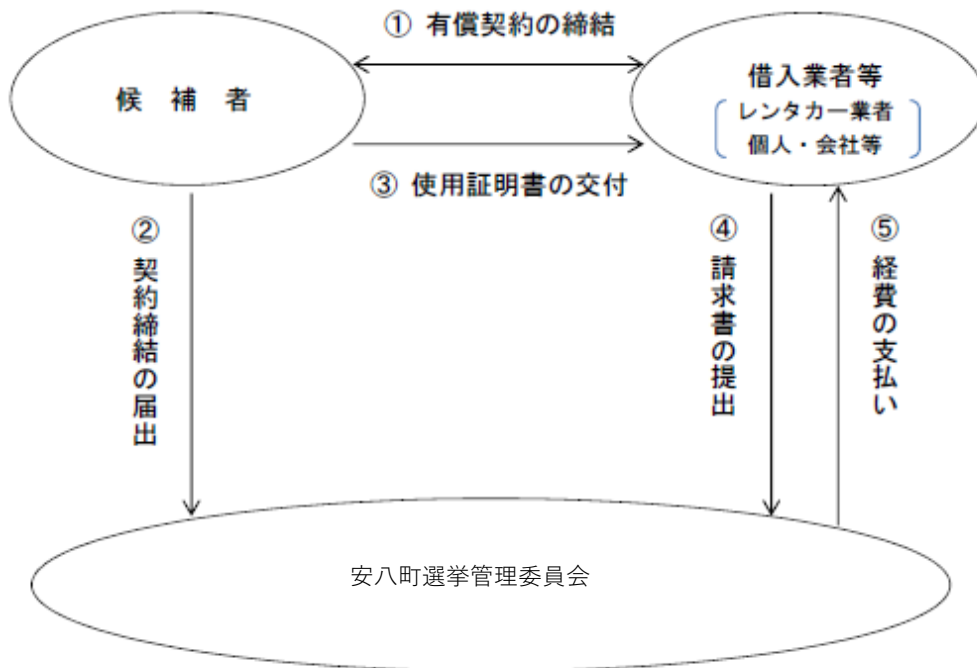


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第1号様式】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【第10号その1様式】	
4	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【第13号様式】 請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約) 【第13号様式(別紙)その1】	3の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

- ・ 選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の諸手続きについて
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェッ ク欄
告 示 日 以 降	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第 1 号様式】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第 10 号様式その 1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第 13 号様式】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約） 【第 13 号様式(別紙)その 2】	

選挙運動用自動車の使用
（自動車の借入れ）
※個別契約

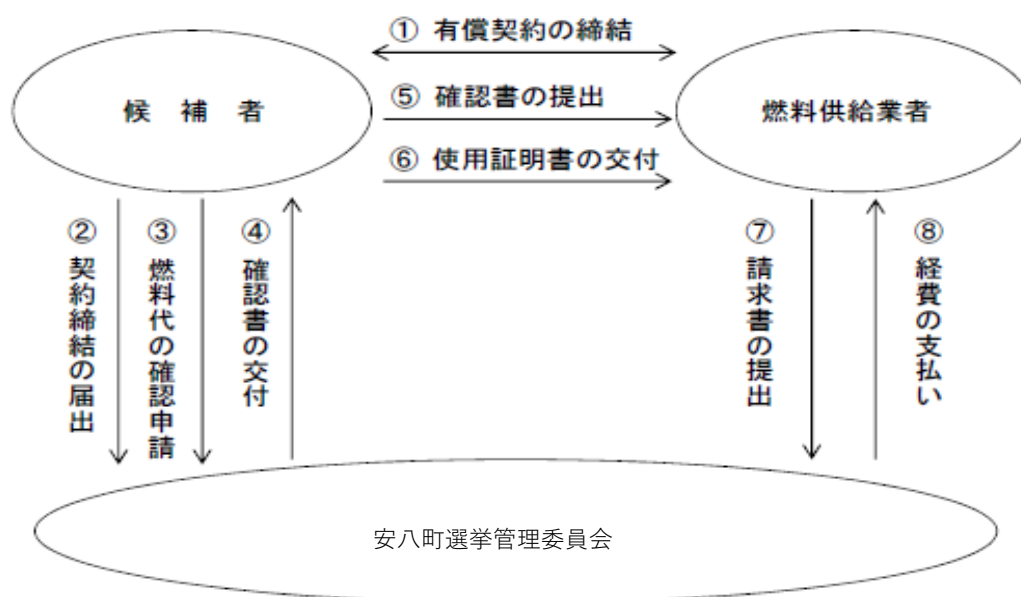


順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車借入契約書	
2	1 の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第 1 号様式】	1 の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)【第 10 号その 1 様式】	
4	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【第 13 号様式】 請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約) 【第 13 号様式(別紙)その 2】	3 の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

・選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の燃料代の諸手続きについて
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
以降 告示日	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	
の前 請求	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第4号様式】	
請求 の とき	選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第10号様式その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約）【第13号様式(別紙)その2】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
（燃料代）
※個別契約

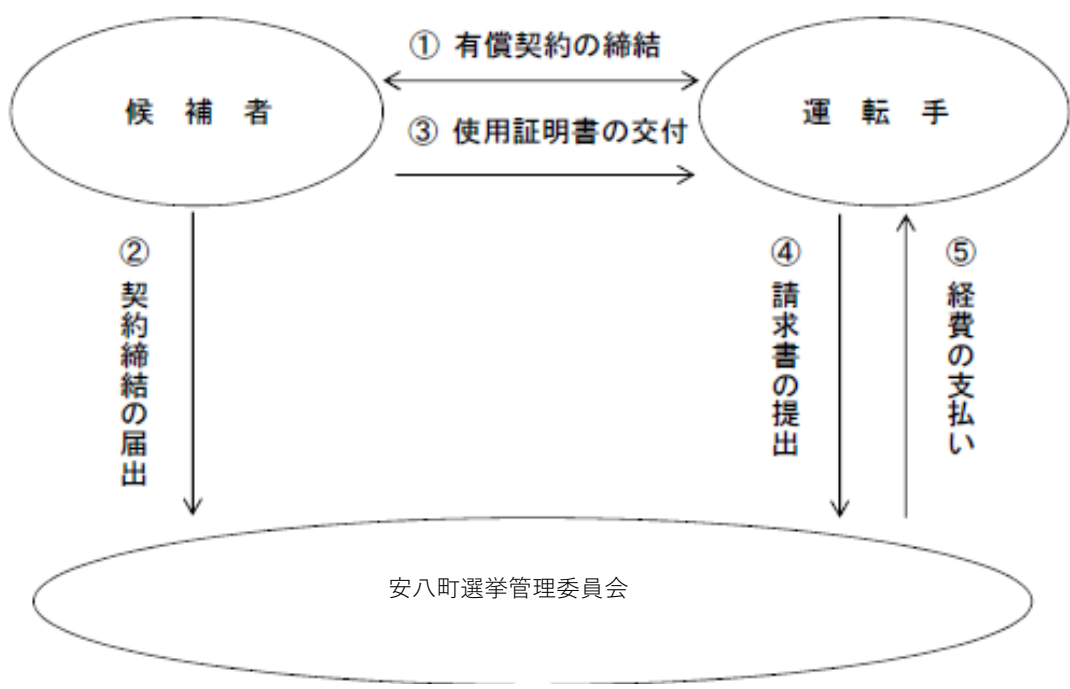


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
2	2の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第1号様式】	1の契約書写し
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【第4号様式】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【第7号様式】	
5	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【第10号様式その2】	給油伝票の写し
7	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【第13号様式】 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運 送事業者以外の者との運送契約) 【第13号様式(別紙)その2】	4の確認書 6の使用証明書 給油伝票の写し
8	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- ・選挙運動用自動車（個別契約方式の場合）の運転手の雇用の諸手続きについて
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
以降 告示日	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式その3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【第13号様式】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約）【第13号様式(別紙)その2】	

**選挙運動用自動車の使用
（運転手の雇用）**
※個別契約



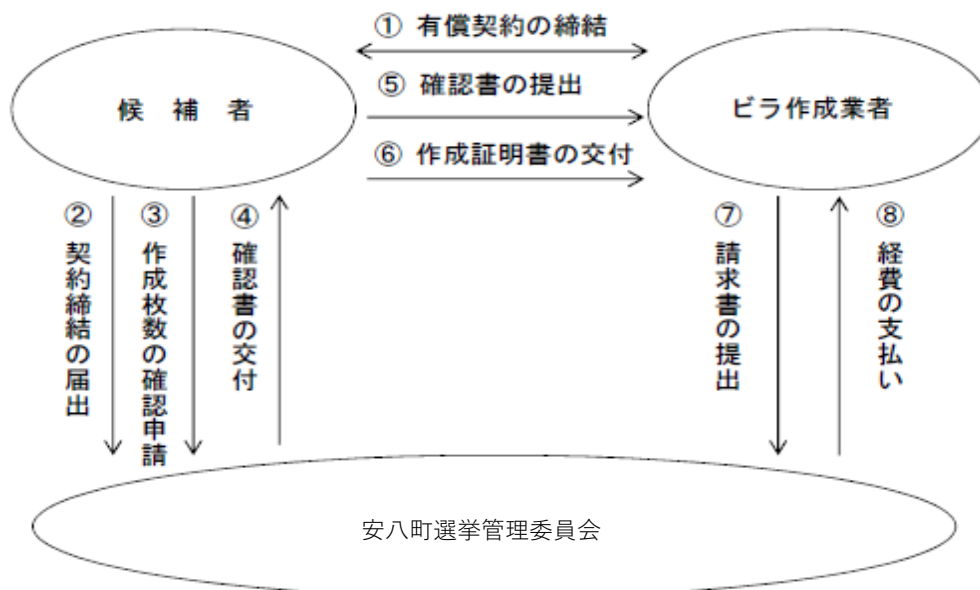
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車借入契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【第10号様式その3】	
4	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【第13号様式】 請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約) 【第13号様式(別紙)その2】	3の使用証明書
5	経費の支払 (町長⇒運転手)		

・ 選挙運動用ビラの作成の諸手続きについて

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
告示 日以 降	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第2号様式】	
の 請 前 求	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【第5号様式】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【第8号様式】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【第11号様式】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【第14号様式】	
	請求内訳書・明細書（選挙運動用ビラの作成） 【第14号様式(別紙)その1・その2】	

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成



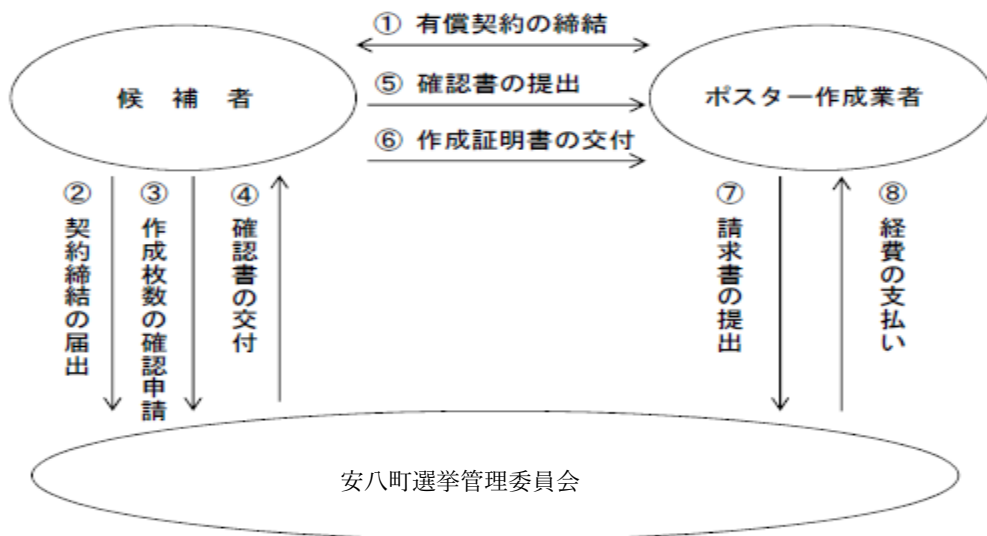
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
2	2の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第2号様式】	1の契約書写し 仕様が記載された 書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【第5号様式】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数代確認書【第 8号様式】	
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	作成証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【第11号様式】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【第14号様式】 請求内訳書・明細書(選挙運動用ビラ の作成) 【第14号様式(別紙)その1・その2】	4の確認書 5の使用証明書
8	経費の支払 (町長⇒作成業者)		

・選挙運動用ポスターの作成の諸手続きについて

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
告示日以降	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第3号様式】	
の 請求 前 求	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【第6号様式】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【第9号様式】	
	選挙運動用ポスター作成枚数証明書 【第12号様式】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【第15号様式】	
	請求内訳書・明細書（選挙運動用ポスターの作成） 【第15 様式(別紙)その1・その2】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
2	2の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第3号様式】	1の契約書写し 仕様が記載され た書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【第6号様式】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数代確認書 【第9号様式】	
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	作成証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ポスター作成枚数証明書 【第12号様式】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【第15号様式】 請求内訳書・明細書(選挙運動用ポスターの作成) 【第15号様式(別紙)その1・その2】	4の確認書 5の使用証明書
8	経費の支払 (町長⇒作成業者)		